

平成31年度分 市民税・県民税 申告の手引



申告書を提出する必要がある方

平成31年1月1日現在、野々市市内にお住まいで、平成30年中に所得があった方のうち次のいずれかに該当する場合

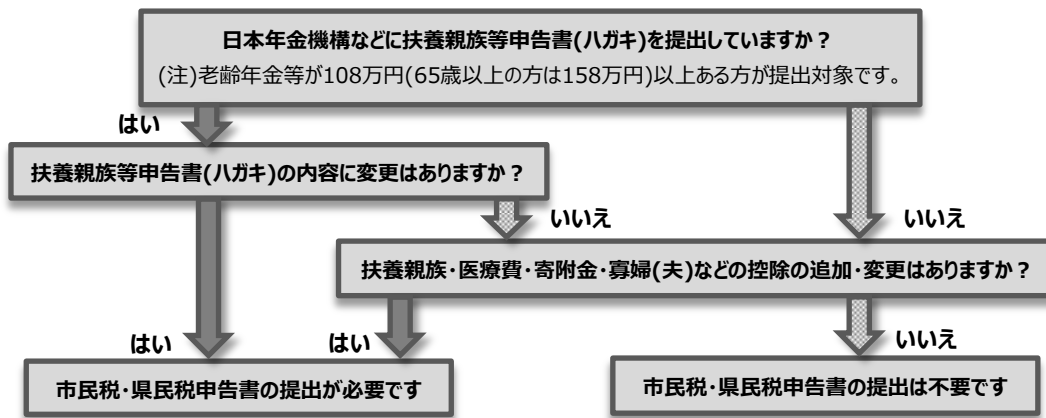
- ① 営業、農業、配当、地代、家賃などの所得があった方で、所得税の確定申告をしなくてよい場合
- ② 給与所得があった方で、平成30年中に退職した場合や、年末調整を受けなかった場合で所得税の確定申告をしなくてよい方
- ③ 所得税の確定申告をしなくてもよい方で、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦(夫)控除、扶養控除などの各種控除を受けようとする場合

※収入がない方でも、保育料の算定や公営住宅の入居資格確認、国民健康保険税の軽減を受けるために申告が必要な場合があります。
なお、申告の際には、申告書裏面下の通信欄[平成30年中に所得がなかった方等の記入欄]にも必要事項を記入してください。

申告書を提出する必要がない方

- ① 所得税の確定申告を提出された方
- ② 給与所得のみで、勤務先で年末調整を受けられた方
- ③ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他所得がない方

※③に該当する方で、下記のフローチャートにより市民税・県民税申告書の提出の要否が確認できます。



申告書の提出期間

平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)

申告に必要なもの

- ① 印鑑 (認印 ※スタンプ印は不可)
- ② 本人確認書類
 - マイナンバー (個人番号) カードをお持ちの方→マイナンバーカード
 - マイナンバーカードをお持ちでない方→マイナンバー通知カード+運転免許証、マイナンバー入りの住民票+運転免許証など※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、その方のマイナンバーカード又は通知カード又は番号入りの住民票が必要です
- ③ 平成30年中の収入や必要経費がわかるもの
 - 給与所得の源泉徴収票 ※ない場合は給与明細、支払証明書など
 - 公的年金等の源泉徴収票
 - 生命保険金等の満期支払明細書など
 - 報酬等の支払調書など
 - 事業所得者および不動産所得者は、収支内訳書 ※収入および必要経費を計算できる書類
- ④ 各種控除に必要な領収書、証明書など (平成30年中に支払ったもの)
 - 社会保険料控除…国民健康保険税・介護保険料の領収書・支払証明書、その他社会保険料など(任意継続含む)の領収書
国民年金保険料控除証明書・領収書
 - 医療費控除…医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
 - 生命保険料・地震保険料控除…保険会社などが発行する控除証明書
 - 寄附金税額控除…寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証など
 - 勤労学生控除…在学を証明する書類

※この申告の手引の内容は、平成31年1月1日現在の地方税法などに基づいて説明してあります。
地方税法などの改正があった場合は、それに従い税額計算します。

【申告書の提出先・お問い合わせ先】

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市 総務部 税務課 住民税係 (076)227-6036

住所・氏名欄の記入

現住所、平成31年1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業などを記入のうえ、押印してください。※スタンプ印は不可

給与収入がある方

■給与所得の源泉徴収票がある方

源泉徴収票の内容を申告書の各項目に転記し、源泉徴収票を添付してください。また、源泉徴収票に記載されたもの以外に、対象となる控除などがある場合は、この手引の中間を参考に各項目を記入してください。

■給与所得の源泉徴収票がない方

申告書裏面[6 給与所得の内訳]に年収の明細・勤務先などを記入し、合計額を申告書表面の[カ]に、この手引の中間の給与所得金額の速算表で計算した所得金額を[⑥]に記入してください。また、対象となる控除などがある場合は、この手引の中間を参考に各項目を記入してください。

公的年金等の収入がある方

公的年金等の源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面右[キ]に、この手引の中間の公的年金等に係る所得金額の速算表により計算した所得金額(他の雑所得がある場合は合計額)を[⑦]に記入してください。また、対象となる控除などがある場合は、この手引の中間を参考に各項目を記入してください。

営業・不動産・配当などの収入がある方

申告書裏面の[7 事業・不動産所得に関する事項]または[8 配当所得に関する事項]に、所得の種類、収入金額、必要経費などを記入し、申告書表面右の[ア～オ]に収入金額を、[①～⑤]に所得金額を記入してください。また、対象となる控除などがある場合は、この手引の中間を参考に各項目を記入してください。なお、専従者給与の申告をする場合は、申告書裏面の[11 事業専従者に関する事項]に専従者の氏名等および専従者給与(控除)額を記入してください。

※各種所得内容の説明はこの手引の中間をご覧ください

※所得金額の計算に必要な収入、必要経費がわかる書類などを添付してください

一時的な収入・その他の収入がある方

申告書裏面の[9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項]または[10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項]に収入金額、必要経費、所得金額などを記入し、申告書表面右の[ク～サ]に収入金額を、[⑦・⑧]に所得金額を記入してください。

また、対象となる控除などがある場合は、この手引の中間を参考に各項目を記入してください。

※各種所得内容の説明はこの手引の中間をご覧ください

※所得金額の計算に必要な収入、必要経費がわかる書類などを添付してください

申告書記載例の内容例

【家族構成】

申告者：野々 市郎 (昭和25年11月11日生)
配偶者：野々 市子 (昭和30年4月1日生)
給与収入 930,000円
子：野々 市太郎 (平成9年12月1日生) 別居
孫：野々 市代 (平成17年3月3日生)
父：野々 市平 (大正13年5月9日生)
同居 身体障害1級
年金収入 1,500,000円

【申告者収入・控除内訳】

給与収入 1,200,000円 (源泉徴収なし)
年金収入 2,584,590円
社会保険料 53,180円 (給与から天引分)
国民健康保険料 200,000円
介護保険料 42,300円
生命保険料 120,000円 (旧契約一般分)
120,000円 (新契約介護医療保険料分)
地震保険料 10,000円
医療費支払額 250,000円 (120,000円の特んあり)

平成31年度分 市民税 申告書 表紙と裏面. Includes fields for personal information, income details, and tax calculations.

申告書 裏面

6 給与所得の内訳, 7 事業・不動産所得に関する事項, 8 配当所得に関する事項, 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項, 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項, 11 事業専従者に関する事項, 12 別居の扶養親族等に関する事項, 13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項, 14 事業税に関する事項, 15 事業税に関する事項.

「生計を一にする」とは...

必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇は起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取り扱われます。

平成30年中に所得がなかった方は通信欄に記入し提出してください

収入(所得)の種類

- ・収入金額(ア～サ)…平成30年中(1月1日～12月31日)に収入が確定した金額
- ・所得金額(①～⑨)…収入金額から必要経費など(生活費、所得税、住民税などは入りません)を差し引いた金額

1 収入金額等・2 所得金額

所得の種類	収入(所得)の内容	必要経費等	
事業 ア① 営業等	個人事業者(販売業、製造業、飲食業など)、外交員、検針員などの収入	収入を得るために支出した費用 ※収支内訳書を添付してください	
イ② 農業	米、野菜、花、果樹などの生産販売による収入		
ウ③ 不動産	貸家、アパート、貸駐車場、貸地などによる収入		
エ④ 利子	公社債、預貯金の利子、合同運用信託などの分配金(所得税源泉分離のものは除く)	なし	
オ⑤ 配当	株式・出資の配当、剰余金の分配(上場株式等に関する配当は申告不要 ※大口株主は除く)	株式等を取得するための借入金に係る負債利子	
カ⑥ 給与	給与、賃金、賞与などの収入…源泉徴収票があれば添付してください。ない場合は申告書裏面の[6 給与所得の内訳]に記入し、下記給与所得金額の速算表により所得を算出してください。	下記速算表により所得金額を計算	
雑	キ⑦ 公的年金等	国民年金、厚生年金などの公的年金収入…下記公的年金等に係る雑所得金額の速算表により所得を算出してください。	下記速算表により所得金額を計算
	ク⑦ その他	個人年金、シルバー人材センターの配分金、内職、原稿料、講演料、謝礼金など他のいずれの所得にも該当しないもの…申告書裏面の[9 雑所得に関する事項]に記入してください。	収入を得るために支出した費用(個人年金などは掛金)
ケ⑧ 総合譲渡	動産、ゴルフ会員権など分離課税の対象とならない資産の譲渡による所得(所有期間が5年以下→短期/所有期間が5年超→長期)	・各資産の取得・譲渡費用 ・特別控除額(上限50万円)	
サ⑧ 一時	生命保険や損害保険の満期返戻金や解約による払戻金など労務の対価に該当しない一時的な所得	・収入を得るために支出した費用 ・特別控除額(上限50万円)	

■ 給与所得金額の速算表

給与等の収入金額 [A]	給与所得の金額
0円以上 651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	[A]-650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	[B]×2.4円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	[A]÷4=[B] 千円未満切捨 [B]×2.8-180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	[B]×3.2-540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	[A]×0.9-1,200,000円
10,000,000円以上	[A]-2,200,000円

■ 公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入額 [A]	公的年金等の雑所得の金額
65歳以上の方 昭和29年1月1日以前に生まれた方	0円以上 1,200,000円以下	0円
	1,200,001円以上 3,300,000円未満	[A]-1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	[A]×0.75-375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	[A]×0.85-785,000円
65歳未満の方 昭和29年1月2日以降に生まれた方	0円以上 700,000円以下	0円
	700,001円以上 1,300,000円未満	[A]-700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	[A]×0.75-375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	[A]×0.85-785,000円
	7,700,000円以上	[A]×0.95-1,555,000円

所得控除の種類・金額

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除の要件等	控除額(計算方法)
⑩ 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族が有する資産について、平成30年中に災害、盗難などにより損失を受けた場合の控除 ※被害証明書・保険金などで補てんされた場合はその明細書が必要	・差引損失額(損害金額-保険金などで補てんされる金額)-総所得金額等の合計額の10% ・差引損失額のうち災害関連支出金額-5万円のいずれか高い金額
⑪ 医療費控除 ※いずれかの選択適用となります	【医療費控除】あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族のために、平成30年中に治療のために病院などに支払った場合の控除 ※医療費の領収書・保険金などで補てんされた場合はその明細書が必要 【セルフメディケーション税制】あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族のために、平成30年中に治療のために特定の医薬品を購入した場合の控除	(支払った医療費-保険金などによる補てん額)-[(総所得金額等の5%)と10万円のいずれか少ない金額] ※最高200万円 (支払った特定一般用医薬品等購入費-保険金などによる補てん額)-1万2千円 ※最高8万8千円
⑫ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族のために、平成30年中に支払った国民健康保険税(料)、国民年金保険料、介護保険料、厚生年金保険料などの控除 ※保険税(料)の領収書・国民年金保険料は控除証明書が必要	支払金額の全額
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	平成30年中にあなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金もしくは心身障害者扶養共済掛金の控除 ※領収書が必要	支払金額の全額

控除の種類		控除の要件等		控除額（計算方法）						
⑭ 生命保険料控除		平成30年中にあなたが支払った一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料の掛金がある場合の控除（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等を新契約、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等を旧契約としています）※控除証明書が必要 ・新契約と旧契約の両方で控除を受ける場合、一般生命保険料、個人年金保険料とも、控除額上限はそれぞれ28,000円です。 ・旧契約のみで控除を受ける場合、一般生命保険料、個人年金保険料とも、控除額上限はそれぞれ35,000円です。 ・介護医療保険料は新契約に該当します。 ・市民税・県民税における生命保険料控除の上限額は70,000円です。	新契約	支払金額		控除額				
				12,000円以下		支払金額の全額				
				12,001円以上 32,000円以下		支払金額の1/2 + 6,000円				
				32,001円以上 56,000円以下		支払金額の1/4 + 14,000円				
			旧契約	56,001円以上		28,000円				
				15,000円以下		支払金額の全額				
				15,001円以上 40,000円以下		支払金額の1/2 + 7,500円				
				40,001円以上 70,000円以下		支払金額の1/4 + 17,500円				
70,001円以上		35,000円								
⑮ 地震保険料控除		平成30年中にあなたが支払った地震保険料または平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等の保険料や掛金がある場合の控除 ※控除証明書が必要 一つの損害保険契約が、地震保険契約と長期損害保険契約のいずれにも該当する場合は、地震保険料控除または長期損害保険料控除のどちらか一方の控除しか受けられません。	地震保険料	支払金額		控除額				
				50,000円以下		支払金額×1/2				
			50,001円以上		25,000円					
			旧長期損害保険	5,000円以下		支払金額の全額				
5,001円以上 15,000円以下		支払金額×1/2 + 2,500円								
15,001円以上		10,000円								
⑯ 寡婦（寡夫）控除	寡婦	夫と死別または離婚した後再婚していない方や夫が生死不明な方で、扶養親族や総所得金額等の合計額が38万円以下の生計を一にする子がいる場合の控除	26万円							
			夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方の場合の控除							
	寡夫	夫と死別または離婚した後再婚していない方や妻が生死不明な方で、総所得金額等の合計額が38万円以下の生計を一にする子がいる方で合計所得金額が500万円以下の方の場合の控除	30万円 (特別寡婦)							
⑰ 勤労学生控除		あなたが、学生または生徒で、合計所得金額が65万円以下で、かつ勤労に基づく所得（給与所得など）以外の所得の金額が10万円以下の場合の控除	26万円							
			⑱ 障害者控除	普通障害	あなたが、あなたやあなたの扶養親族が、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方の控除				26万円	
特別障害	身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1,2級と記載のある方や精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載のある方、重度の知的障害と判定された方の控除				30万円 53万円（同居特別障害）					
⑲ 配偶者控除 ・⑳ 配偶者特別控除 ・同一生計配偶者		あなたの平成30年中の合計所得が1,000万円以下で、平成30年12月31日現在あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係は除く）の平成30年中の合計所得が右の表の場合の控除 ※老人配偶者は昭和24年1月1日以前に生まれた方 ※給与収入の場合は201万円未満の方が対象 あなたの平成30年中の合計所得が1,000万円を超え、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係は除く）の平成30年中の合計所得が38万円以下の場合は、「同一生計配偶者」欄の□をチェック（✓）します。	あなたの合計所得金額					種類		
			配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下				
				38万円以下	33万円	22万円	11万円		⑲	
				老人配偶者	38万円	26万円	13万円			
				38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円			
				85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円			
				90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円			
				95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円			⑳
				100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円			
				105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円			
				110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円			
				115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円			
				120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円			
123万円超	0円	0円	0円							
㉑ 扶養控除		平成30年12月31日現在あなたと生計を一にする扶養者（事業専従者は除く）のうち合計所得金額が38万円以下の場合の控除 ※給与収入の場合は103万円以下の方が対象 16歳未満（平成15年1月2日以後生）の扶養親族がいる場合は、申告書表面の[16歳未満の扶養親族]欄に記載してください。16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）は、扶養控除の対象とはなりません。障害者控除、寡婦（寡夫）控除および非課税の判定において、扶養親族として扱われます。	区分		該当者		控除額			
			一般	16歳以上で下記以外の方	平成15年1月1日以前生まれの方		33万円			
			特定扶養	19歳～22歳の方	平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれの方		45万円			
			老人扶養	70歳以上の方	昭和24年1月1日以前生まれの方		38万円			
			同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方			45万円			
㉒ 基礎控除		すべての方に適用される控除					33万円			

■ 配当割または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項について

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとするときは[13欄]に記入するとともに、次の書類を添付してください。

- ・特定(上場株式等の)配当に係る所得…「利益配当金受領証」
- ・特定(上場分の)株式等譲渡所得金額に係る所得…「年間取引報告書」

特定(上場株式等の)配当に係る所得は原則申告不要(大口株主を除く)となります。なお、申告する場合は総合課税の対象とされていますが、平成21年1月1日以降に支払を受けるべき特定(上場株式等の)配当は申告分離課税を選択することができます。ただし、申告する特定(上場株式等の)配当のすべてについて、総合課税と申告分離課税のいずれかに統一しなければなりません。また、申告分離課税を選択するとき、あるいは特定(上場分の)株式等譲渡所得金額に係る所得を申告するときは「市民税・県民税申告書(分離課税用)」が必要です。

■ 寄附金に関する事項について

次に掲げる団体への寄附金の場合で寄附金控除を受けようとするときは、申告書裏面[14欄]に寄附した額を記入し、寄附金の受領証を添付してください。また、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、[14欄]に記入せず、別紙「寄附金税額控除申告書(二)」に記入してください。

- ① 都道府県または市区町村 ② 住所地の共同募金会または日本赤十字社の支部 ③ 住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された団体